

日本国 東京都教育委員会
と
エジプト・アラブ共和国 教育・技術教育省
との教育に関する覚書

1 目的

- 1.1 日本国東京都教育委員会とエジプト・アラブ共和国教育・技術教育省（以下「双方」という。）は、東京都とエジプト・アラブ共和国の学校間の関係づくりを通じて得られる数多くの文化的及び教育的な相互の利益を確認するものとする。
- 1.2 この覚書は、こうした理解を明確にするとともに、平等と互惠の原則に基づき、国際的な教育分野における協力関係を追求しようとする双方の意思表示を行うものである。

2 基本原則

- 2.1 双方は、最大限、協力的に業務を遂行すること、また、両国の法令にのっとり相互の利益と信頼に基づく連帯関係を発展させる可能性を追求することに合意するものである。
- 2.2 この覚書は、書面の内容をもって双方の意向を表明するものである。

3 協力分野

- 3.1 本覚書に基づき、双方は主に以下の事柄について協力を行う。
本覚書は、協力分野の追加に関する双方の協議を妨げるものではない。
- 3.1.1 特別支援教育に関する情報交換
- 3.1.2 教員の専門性向上に関する情報交換

4 期間と特記事項

- 4.1 次の4.2項を前提として、この覚書は双方が署名した日のうち、いずれか遅い方の日から、4年間有効とする。その後の4年間は自動的に1年ずつ更新する。
- 4.2 本覚書は、双方が書面により合意することにより、改正、修正又は延長されるものとする。その場合の改正、修正又は延長は、双方が合意した日をもって効力が発生する。変更の必要がある場合、双方の書面による合意により修正を行う。
- 4.3 本覚書を終了する場合、双方のどちらか一方が相手側に3か月前に書面により通知する。

5 書面の効果

本覚書は、以下の効果を持つものである。

- ・ 双方間の関係を法的に拘束するものではなく、また、一方に対して法的な義務を課すものではない。
- ・ もう一方に対し、又は、もう一方のために、いかなる約束、表明、権利若しくは義務を規定し、又は生じさせるものではない。
- ・ もう一方に対し、いかなる合意やその他の関係に至らしめる、又はそれに向けた交渉を進める意思や義務を含むものではない。
- ・ 双方が他の協力関係の合意書に署名することを妨げるものではない。

この文書は、エジプト・アラブ共和国の情報に関する権利の法や、類似する東京都又は日本の法令規則、条例等に基づき、公開される可能性を有するものである。
本覚書は日本語文及び英語文が同等の効力を持ち、各々 2 通作成する。

6 双方代表の署名

坂本 雅彦
日本国東京都教育委員会
教育長

ムハンマド・アブデルラティーフ
エジプト・アラブ共和国
教育・技術教育大臣

2025 年 8 月 20 日

2025 年 8 月 20 日